

商業・サービス業・農林水産業活性化税制における経営改善に関する指導及び助言を行う機関（アドバイス機関）における事務について

【平成29年4月1日版】

中小企業庁財務課

※本資料は平成29年4月1日時点の法令に基づく情報等で作成されています。

0. はじめに

平成25年度税制改正において創設された中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）については、平成29年度税制改正において、適用期限が2年延長されています。

本税制措置では、設備投資をより効果的なものとする観点から、商業・サービス業等を営む中小企業者等が、認定経営革新等支援機関など中小企業者等を支援する機関等からアドバイス（経営の改善に関する指導及び助言）を受けることを、その適用の要件としています。

本マニュアルは、本税制措置の運用を円滑なものにするため、中小企業者等を支援する機関における本税制措置に係る事務のガイドラインを示すものです。

なお、本マニュアルは、あくまでもガイドラインであり、関係法律、政令、省令の規定等を参考にしつつ、御活用いただければ幸いです。

1. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の概要

本税制措置は、中小企業者等が、認定経営革新等支援機関や認定経営革新等支援機関に準ずる法人※（以下「アドバイス機関」といいます。）からアドバイスを受け、そのアドバイスの中で経営の改善に資する資産であるとして指導及び助言を受けた器具及び備品又は建物附属設備を取得、製作又は建設（以下「取得等」といいます。）して、指定事業の用に供した場合に、アドバイス機関からのアドバイスを受けた旨を明らかにする書類（以下「書類」といいます。）の写しを納税申告書に添付することで、30%の特別償却又は7%の税額控除が受けられるものです。

※認定経営革新等支援機関に準ずる法人には、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、存続中央会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、都道府県生活衛生営業指導センターが指定されています。

（1）税制措置の対象となる「中小企業者等」

本税制措置の適用対象者は、青色申告書を提出する中小企業者又は中小企業者に準ずる法人（この資料において「中小企業者等」といいます。ただし、アドバイス機関に該当する中小企業者等は対象外となります。）であり、具体的には以下のとおりです。

①中小企業者

イ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

ロ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

※ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。以下同じ。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人、及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます。

ハ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人

②中小企業者に準ずる法人

中小企業等協同組合（アドバイス機関に該当する場合は除かれます。）、出資組合である商工組合、商店街振興組合です。

なお、企業組合は中小企業者である法人として適用されます。

（２）適用対象期間

本税制措置の適用については、平成２５年４月１日から平成３１年３月３１日までの期間内に本税制措置の適用対象となる設備の取得等をして指定事業の用に供することが必要となります。

（３）対象設備

本税制措置の対象設備は、アドバイス機関から経営の改善に資する資産として、書類に記載された設備です。

設備とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１の建物附属設備で一の取得価額が６０万円以上のもの、器具及び備品で一台又は一基の取得価額が３０万円以上のもののうち、経営の改善に資するために取得する以下の設備です。アドバイス機関におかれては、経営の改善に資する設備であることを確認してください。

器具及び備品として規定されている

- ①家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品
- ②事務機器及び通信機器
- ③時計、試験機器及び測定機器
- ④光学機器及び写真製作機器
- ⑤看板及び広告器具
- ⑥理容又は美容機器
- ⑦娯楽又はスポーツ器具

建物附属設備として規定されている

- ①電気設備
- ②給排水又は衛生設備及びガス設備
- ③冷房、暖房、通風又はボイラー設備
- ④昇降機設備
- ⑤エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備
- ⑥アーケード又は日よけ設備
- ⑦店用簡易装備
- ⑧可動間仕切り

※例えば、器具備品のうち、「容器及び金庫」、「生物」や、建物附属設備のうち、「消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備」については、対象設備を経営改善に資すると特に認められるものに限定する観点から、対象とすることは不適當です。

（４）指定事業

本税制措置の対象となる指定事業は、次に掲げる事業です。

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・

美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業））、農業、林業、漁業、水産養殖業

なお、風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が営むもの※、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。また、性風俗関連特殊営業に該当するものも指定事業から除かれます。

※料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業の方については、生活衛生同業組合の組合員であることが求められますが、これらの方々は、基本的に御自身の所属されている生活衛生同業組合（アドバイス機関となっています。）でアドバイスを受けることが想定されています。これらの事業者の方が、生活衛生同業組合以外のアドバイス機関にアドバイスを求めることも可能であり、仮にこれらの事業者の方が生活衛生同業組合以外のアドバイス機関にアドバイスを受けにこられた場合には、所属する生活衛生同業組合が発行する証明書、組合員証、その他組合員資格の確認ができる書類（事業者の名前が記された生活衛生同業組合のホームページの写し、組合員名簿の写し等）により、御確認をお願いします。なお、以上の取扱いは、厚生労働省から関連する生活衛生業同業組合等への連絡がされることになっています。

（５）特別償却と税額控除

①特別償却

特別償却の場合、償却限度額は、取得価額の30%の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額です。

②税額控除

税額控除限度額は、取得価額の7%相当額です。ただし、その税額控除限度額がその事業年度の税額の20%を超える場合には、控除を受ける金額は、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制と合わせて、その20%相当額が限度となります（税額の20%を超えているため、税額控除限度額の全部を控除できなかった場合には、1年間の繰越しが認められます。）。なお、税額控除は、資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人以外の法人、個人が適用対象となります。

（６）その他

その他、以下の点に御留意ください。

- ①一の資産について、本税制措置の特別償却と税額控除の重複適用はできません。
- ②税務上のリース取引のうち、所有権移転外リースの場合には、特別償却は選択できません。
- ③特別償却の場合には、アドバイス機関からアドバイスを受けた旨を明らかにする書類の写しとは別に、申告書に償却限度額の計算に関する明細書の添付が必要となります。

また、税額控除の場合には、アドバイスを受けた旨を明らかにする書類の写しとは別に、控除を受ける金額を申告書に記載するとともに、その金額の計算に関する明細書の添付をすることが必要となります。

2. アドバイス機関からのアドバイスを受けた旨を明らかにする書類

上記のとおり、本税制措置では、書類の写しを申告書に添付することが求められています。

(1) 申告書に添付する「書類」(の写し)の記載事項

書類には、以下のような事項が記載されていることが求められています。

- ①税制措置の適用を受ける中小企業者等の氏名（法人の場合は名称と代表者氏名）、納税地（通常は、本店又は主たる事務所の所在地）
- ②経営の改善に資するものとして取得等をしようとする設備、又は取得等をした設備の明細
※租税特別措置法施行規則には、「取得し、又は製作し、若しくは建設した」とされていますが、これは申告時点（書類の写しの提出時点）ではすでに取得等をし、事業の用に供していること等から、この表現をとっているものであり、書類の発行の時点で「取得する前」の設備であっても大丈夫です。
- ③アドバイス機関の氏名（法人の場合は名称と代表者氏名）
- ④アドバイス機関の住所又は所在地
- ⑤アドバイスをを行った年月日（複数日にわたる場合には期間）、アドバイスの内容

なお、書類の作成は、税制措置の適用を受けようとする中小企業者等、アドバイス機関のどちらが行ってもかまいませんが、②、③、④、⑤はアドバイス機関側で記載をお願いします。

(2) 書類の書式

書類の書式については、(1)の記載事項があれば、自由であり、特段形式が定まっているわけではありませんが、アドバイス機関の氏名、名称などの記載には必ず押印をするようにしてください。また、アドバイス機関が法人の場合の代表者氏名は、法人の登記上の代表者の氏名（例えば、商工会議所の場合は会頭の氏名）を記入してください。

なお、この場合の押印は、例えば、アドバイス機関の支部組織等であれば、支部組織、部署名の名称の印でもかまいません。ただし、必ずアドバイス機関のどの機関に該当するかわかるようにしてください。例えば、○×商工会議所△▲支部の場合、△▲支部だけではなく、○×商工会議所の内部組織であることがわかるように、○×商工会議所という名称も記載してください。

また、取得等をしようとする設備、取得等をした設備の明細の記載については、申告時に、書類に記載されたものと、申告書に添付する明細書との整合、その設備が本税制措置の対象の設備となるかどうかのチェック等がされることになると考えられますので、アドバイス機関で、設備の明細を書類に記載する場合、一般的な商品名（例えば、パソコン（電子計算機）、レジスター、冷凍ショーケースなど）に加えて、明細書に記載することになると考えられる「対

象資産の種類等」の記載とそろえるため、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（耐用年数省令）を基にして、

- ・種類（建物附属設備なのか、器具及び備品なのか）
- ・構造（「家具・電気機器、ガス機器及び家庭用品」「事務機器・通信機器」「電気設備」等の記載）

などを記載してください。

加えて、取得等をしようとする設備が経営の改善に資することを書類上、明らかにする必要があります。

アドバイスをを行った日が複数日にわたる場合ですが、例えば、平成27年6月1日、6月15日、6月30日にアドバイスをした場合、それぞれの日を併記しても結構ですし、平成27年6月1日から1箇月のように書くこともどちらも可能です。

アドバイスの内容については、アドバイス機関でアドバイスした内容をそのまま記載すれば足ります。

なお、7・8ページ（記載例は9・10ページ）に書式のイメージを添付していますので参考にさせていただければと思います。1枚で収まらなければ複数枚でも、別書式とすることもいずれでも可能です。

書類のイメージ

1. 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称	印
(事業者が法人の場合の代表者名)	
納税地	
事業内容	

2. 経営上の課題と課題解決に必要な設備投資の内容とその効果

(1) 売上等の見通し

	経営改善計画当該年度 (〇〇期)	翌年度 (〇〇期)
経営改善前の売上等の 見通し	売上・利益が 直近決算から () % 増・減	売上・利益が 直近決算から () % 増・減

(2) 現状の経営上の課題

- ①顧客のニーズの変化への対応 ()
- ②顧客数の低下 ()
- ③販売額等の低下 ()
- ④設備の老朽化 ()
- ⑤事業効率の低下 ()
- ⑥その他 ()

(3) 課題解決のための取組

取組の内容	取組の目的・目標等
<input type="checkbox"/> ①新商品・新サービスを提供する	
<input type="checkbox"/> ②広告等販売促進活動を強化する	
<input type="checkbox"/> ③レイアウトの変更等により店舗の雰囲気 を改善する	
<input type="checkbox"/> ④提供する商品・サービスの質を高める	
<input type="checkbox"/> ⑤事業効率を改善する	
<input type="checkbox"/> ⑥その他 ()	

(4) (3) の課題の解決のために必要な設備（経営改善に資する設備）の内容

課題・取組の 番号	設備等の種類	台数・金額
()	()	() 台 () 千円
()	()	() 台 () 千円

(5) 経営改善・設備投資等の効果

	経営改善計画当該年度 (〇〇期)	翌年度 (〇〇期)
設備投資を含めた経営 改善の効果	(1) の見通しから () % 程度増見込み	(1) の見通しから () % 程度増見込み

(6) アドバイス機関の所見等

--

3. アドバイスを行った年月日

4. アドバイス機関の名称等

アドバイス機関の名称	印
(機関が法人の場合の代表者名)	
住所又は所在地	
本書類を発行した年月日	

書類のイメージ <記入例>

1. 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称	中小商業株式会社 印
(事業者が法人の場合の代表者名)	○▲ □×
納税地	東京都新宿区1-3-1
事業内容	小売業

2. 経営上の課題と課題解決に必要な設備投資の内容とその効果

(1) 売上等の見通し

	経営改善計画当該年度 (27年3月期)	翌年度 (28年3月期)
経営改善前の売上等の見通し	売上・利益が 直近決算から (10) % 増 (減)	売上・利益が 直近決算から (5) % 増 (減)

(2) 現状の経営上の課題

- ①顧客のニーズの変化への対応 ()
- ②顧客数の低下 (近隣に大型店が出店したことによる需要減。)
- ③販売額等の低下 (需要減への対応としての値引き。)
- ④設備の老朽化 ()
- ⑤事業効率の低下
- ⑥その他 ()

チェックボックスに
チェック (塗りつぶ
し、レ点など) して
ください。

課題の原因を括弧内
に記載してください。

(3) 課題解決のための

取組の内容	取組の目的・目標等
<input type="checkbox"/> ①新商品・新サービスを提供する	
<input type="checkbox"/> ②広告等販売促進活動を強化する	
<input checked="" type="checkbox"/> ③レイアウトの変更等により店舗の雰囲気を改善する	顧客の関心を高めるようなレイアウトとし、売上機会の増加を図る。
<input type="checkbox"/> ④提供する商品・サービスの質を高める	
<input type="checkbox"/> ⑤事業効率を改善する	
<input type="checkbox"/> ⑥その他 ()	

(2) の課題欄で
チェックした番号を記
載してください。

使わなかった欄は消すなどして、使
えないようにしてください。

(4) (3) の課題の解決のために必要な設備 (経営改善に資する設備) の内容

課題・取組の 番号	設備等の種類	台数・金額
(①)	(冷凍ショーケース (電気機器))	(1) 台 (2,000) 千円
(③)	(照明設備 (建物附属設備))	(1) 式 (730) 千円

(3) の課題欄で
チェックした番号を記
載してください。

耐用年数省令の種類、
構造等を記載してく
ださい。

まだ設備を取得していない場合には、
取得価額の想定額 (特段合見積もりな
どをする必要はなく、パンフレット等
の記載価格などで結構です。)、すで
に取得している場合には、その取得価額
を記載してください。

(5) 経営改善・設備投資等の効果

	経営改善計画当該年度 (27年3月期)	翌年度 (28年3月期)
設備投資を含めた経営改善の効果	(1) の見通しから (2) %程度増見込み	(1) の見通しから (2) %程度増見込み

(6) アドバイス機関の所見等

事業者では、店舗の雰囲気改善によってイメージを一新するとの取組を検討していたが、新たな商品を提供することで新規顧客の獲得をしてはどうかとの助言を行い、そのために、冷凍ショーケース、照明設備を投資することを助言した。

経営改善に資するものとして投資すべき設備等の内容を記載してください。

3. アドバイスを行った年月日

平成27年6月1日から1か月

4. アドバイス機関の名称等

アドバイス機関の名称	○▲商工会議所 印
(機関が法人の場合の代表者名)	□× ○▲
住所又は所在地	東京都千代田区霞が関1-3-1
本書類を発行した年月日	平成27年11月4日

3. その他

(1) アドバイス記録の管理等のお願い

中小企業者等にアドバイスをを行った後は、アドバイスの記録を残してください。

特段、記録簿等を備え付ける必要はありませんので、中小企業者等に渡した書類のコピーの保存でも結構です。

中小企業庁では、今後、必要に応じて、税制措置の活用状況等を把握するため、アドバイス実績などの情報を皆様に求めることもありますので、記録の管理等に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、法人税については9年間、所得税については5年間の更正期間がありますので、トラブルを避ける意味では、アドバイス記録はそれぞれの更正期間中は保存されていることが望ましいと考えられます。

(2) 認定経営革新等支援機関が書類を発行する場合

認定経営革新等支援機関が記名押印した書類を発行する場合の、その書類におけるアドバイス機関の名称等については、経済産業局長等からの認定通知書に記載された名称等を記載してください。

また、経済産業局長等からの認定機関に係る認定通知書のコピーを中小企業者等に渡すようにしてください。